

放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証検討会議（第 33 回）
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第 30 回）
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和 8 年 7 月 13 日（月）13 時 30 分～15 時 00 分

2. 場 所：オンライン

3. 出席者

＜検証・検討会議構成員＞

石岡座長、音構成員、内山構成員、上杉構成員、小塚構成員、酒井構成員、櫻井構成員、長谷河構成員、原構成員、林構成員

＜検証・検討会議オブザーバー＞

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課、中小企業庁事業環境部取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

＜ワーキンググループ構成員等＞

石岡主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、岡崎構成員（フジテレビ）、齋藤構成員（衛星放送協会）、武田構成員（日本民間放送連盟）、告坂構成員（日本動画協会）、中島構成員（TBS）、中場構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、野田構成員（テレビ東京）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、望月構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、八木構成員（日本放送協会）、山田構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山見構成員（日本テレビ）

＜総務省＞

豊嶋情報流通行政局長、近藤大臣官房審議官（情報流通行政担当）、井田情報流通行政局総務課長、吉田情報流通行政局情報通信作品振興課長、植村情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議題

（1）民放の取組について

- ・TBS グループの人権課題への取り組みについて（TBS ラジオ猪谷取締役コンプライアンス室長）
- ・民放連の人権尊重の取り組みについて（日本民間放送連盟 本橋常務理事・事務局長）

（2）事務局説明

- ・令和 8 年度放送コンテンツ製作に係る就業環境に関する調査

（3）意見交換

5. 構成員等からの主な意見

（民放の取組について）

- 相談窓口については、小規模なところほど必要であるが、社内窓口だと匿名性を成り立たせることが難しいという問題もあると思う。民放連がハラスメント相談窓口を 70 社対象に設け、協力会社の従業員やフリーランスまで利用できるようにしているのは極めて的確な手当と思われる。

- 民放連の相談窓口は時限的でなく補完的な形で維持されたらどうか。各社が窓口を整備していけば、規模あるいはリソースという面では縮小されるかもしれないが、存続させることが望ましいのではないかと。
- 放送コンテンツ業では、現場で必ずしも発注側だけが力が強いわけではなく、サプライチェーンが一直線ではない。そういった点に十分配慮された取組が今後、業界に広まるとよいと思う。
- 国連の指導原則上の視点からも、救済の窓口に関しては多様な窓口を確保して、個々の最適なものを選んでもらうことが望ましいという考え方がある。
- 苦情処理の実務上の大きな課題の一つが、利用者への周知であると認識している。可能な限り直接フリーランスの方等にアクセスをして、幅広く周知をしていただけるような方法を、検討いただきたい。
- 人権デューデリジェンスについては、目標を掲げる一方で、継続的な確認作業やトレーニングをしっかりとっていくことが重要だ。個社のスタッフに限らず、放送製作に関わる人の環境整備をうまく進めていただきたい。

（令和8年度放送コンテンツ製作に係る就業環境に関する調査について）

- 労働施策に関する議論では、実態調査が非常に重視される。この調査をしっかり行い、その結果を会議体で議論して、具体的な施策に落とし込んでいくことを、今後進めていただきたい。
- 健全な就業環境の整備のために放送事業者ができること、あるいは取り組むべきことを認識するために必要な調査だと思っている。本調査を通して、放送業界の独自性が明らかになれば、何かをコピーすればいいということではないという認識にも繋がるのではないかと。
- 「外部制作スタッフやフリーランスの就業状況を把握しているか」という設問について、「把握していない」との回答があった場合、その回答の中にはあえて指揮命令が及ばないように距離を保っているという意味もあれば、下流の就業環境を自社の問題としてあまり認識していないという、2つの意味が入るように思われる。体制のしっかりした企業ほど慎重に、「把握していない」と回答し、そうでない企業のほうが「把握している」と答えるようなことも起き得るのではないかと。回答に対して分岐して聴取することで政策的に意味のあるデータになるのではないかと。
- 「就業環境向上のために必要な取組・制度」についての自由記述（個人向けアンケート調査）について、取組と制度といっても幅広くあると思われる。発注者に対しての要望か、業界に対する要望か、あるいは行政に制度として要望することかなど、回答者が誰に対する要望を記載すればよいのかをもう少し説明するなど書き方を工夫した方が、回答者は書きやすいのではないかと。

- 厚生労働省が示す基準では、請負事業者の労働時間を把握したことのみに基づいて、指揮命令が及んでいると評価されるものではないと認識している。アンケート調査の展開を通じて、こうした考え方を周知する機会としてもよいのではないか。

以上。